

佐賀県県税条例（昭和 30 年佐賀県条例第 23 号）第 108 条第 2 項の規定により、次の者について軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

令和 3 年 10 月 8 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 特約業者の氏名又は名称

鈴山フミ

2 主たる事務所又は事業所の所在地

武雄市橘町大字大日 3090－1

3 特約業者の指定の取消しの年月日

令和 3 年 7 月 31 日